

# 木津川市歳末たすけあい募金福祉活動助成要項

## 1.目的

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざしており、本助成金は障害福祉・当事者組織等の充実を目的として助成する。

## 2.実施団体

木津川市共同募金委員会

## 3.助成の対象となる団体

木津川市内に活動拠点があり、主に区域内において障害福祉、当事者福祉等の向上につながる活動に取り組み、下記の(1)～(3)の条件をすべて満たす団体。ただし、社会福祉法人は助成の対象にならない。

- (1) 団体結成後1年以上の活動実績があり、継続的に活動している団体
- (2) 営利又は特定の政治・宗教に関する活動を目的としない団体
- (3) 暴力団又は暴力団員等が関与していない団体

## 4.助成の対象となる活動

- ・障害福祉、当事者福祉等の向上につながる活動に対して、1事業を対象とする。
- ・助成金は団体が直接実施する事業において対象経費により算出する。(別表1)

### 助成金の対象外となるもの

- ・他の団体より補助金及び助成金を受けている事業については認めない。

また、活動の実施状況が不相当であると認めた場合、助成金の全額または、一部の返還を求める場合がある。

## 5.活動の対象期間

4月1日～翌年3月31日まで

## 6.助成金額

### ①障害・当事者団体

1事業に対する必要経費 上限40,000円

・対象参加人数	10名未満	10,000円
	10～20名まで	30,000円
	21名～	40,000円

### ②NPO法人の場合

1事業に対する必要経費 上限20,000円(10名未満の場合は上限10,000円)

## 7.申請方法

所定の様式に必要事項を記入し、6月末日までに木津川市社会福祉協議会支所または本所へ提出すること。(様式1)

## 8.助成の決定

木津川市共同募金審査委員会で審査後、申請者へ審査結果を通知する。

## 9.報告

活動終了後速やかに事業報告書並びに決算報告書を木津川市社会福祉協議会支所または本所へ提出する。(様式2)

## 10.助成決定後のお願い

活動の実施につきましては、「歳末たすけあい募金」の助成金によることを周知して下さい。また、今回の助成金での取り組みを、団体のホームページやSNS等で発信してください。

別表1

団体助成対象となる経費	
諸謝金	講師への謝礼など
旅費交通費	事業で必要となる電車・バス運賃、ガソリン代・通行料・駐車料金の実費など
消耗品費	用紙、文具、景品代など
通信運搬費	郵便代など
損害保険料	行事保険など事業実施にかかる保険料(ボランティア保険は含まない)
賃借料	会場借上げ料、レンタル料など
水道光熱費	電気、ガス、水道、冷暖房などの使用料(プロパンガスなどの使用料含む)
食材料費	会食会などの事業で使う食材料費
雑費	弁当代・茶菓子代・会場入場料、その他上記以外のもの

※団体に所属する人件費、団体が使用する電子機器等の購入費等については認めない。

様式1

令和 年 月 日

木津川市共同募金委員会  
会長 谷口 雄一 様

団体名称

代表者名

⑩

住所

電話番号

令和6年度 歳末たすけあい募金福祉活動助成金事業申請書の提出について

標記の件につきまして、別紙「令和6年度歳末たすけあい募金福祉活動事業計画書」のとおり実施しますので、下記の内容で交付申請します

記

1.交付申請額 円

2.添付書類

- ①令和6年度歳末たすけあい募金福祉活動事業計画書
- ②組織構成員名簿
- ③団体の規約・会則・前年度事業経過計画・予算書など、団体の活動状況等がわかる資料（チラシ・広報誌等）がありましたら、添付してください。
- ④初めての申請時については、前年度事業報告・決算報告を提出してください。

令和6年度 歳末たすけあい募金福祉活動助成事業計画書

団体名称	
代表者	
住 所	
申請金額	
事業名	
目 的	
期待できる 効果	
活動内容	

収支(予定)

収入

費目	金額 (円)	摘要
助成金収入		
負担金収入		
合計		

支出

費目	金額 (円)	摘要
諸謝金		
消耗品費		
通信運搬費		
損害保険料		
食材料費		
雑費		
合計		

その他

## 組織構成員名簿

団体名（ ）

NO	氏名	住所	電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

※同様の名簿を添付いただいても結構です。